

# 鳥戸野陵の墳丘外形調査

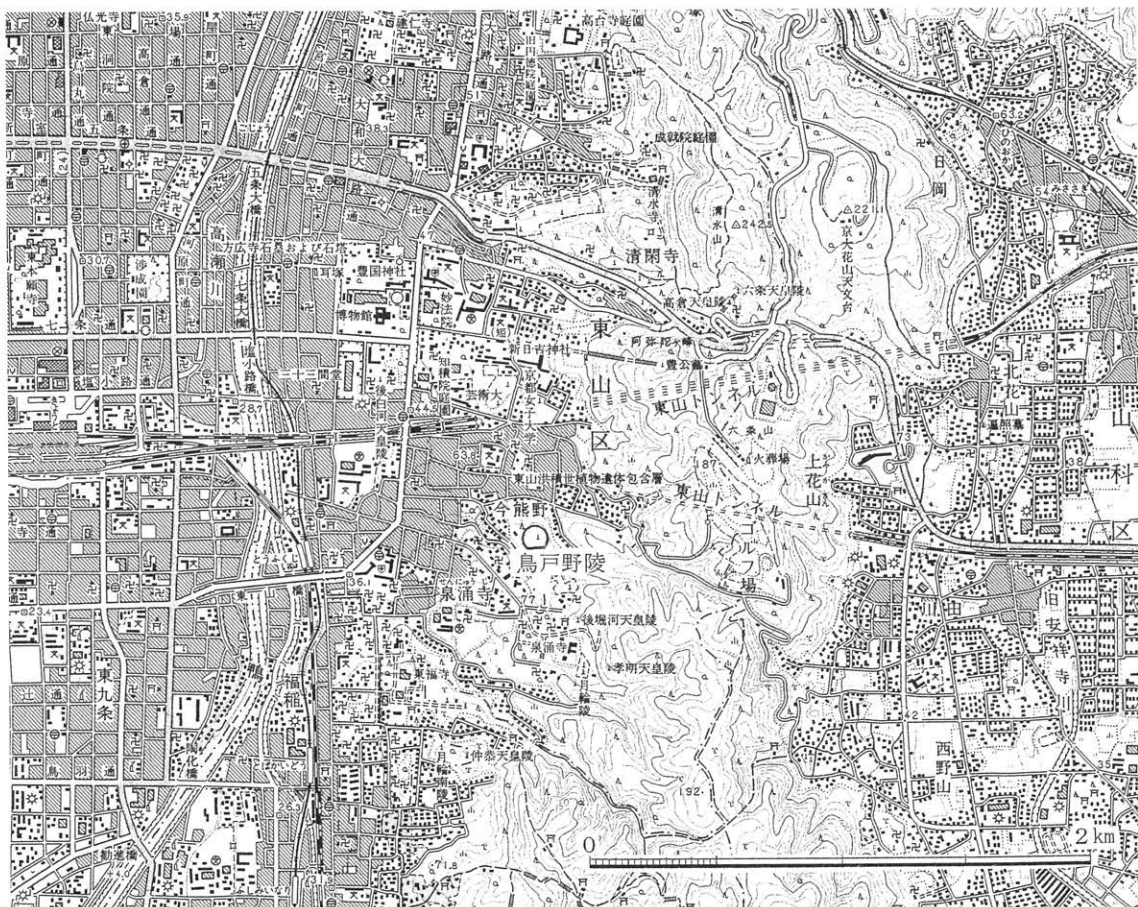
## 陵墓調査室

### はじめに

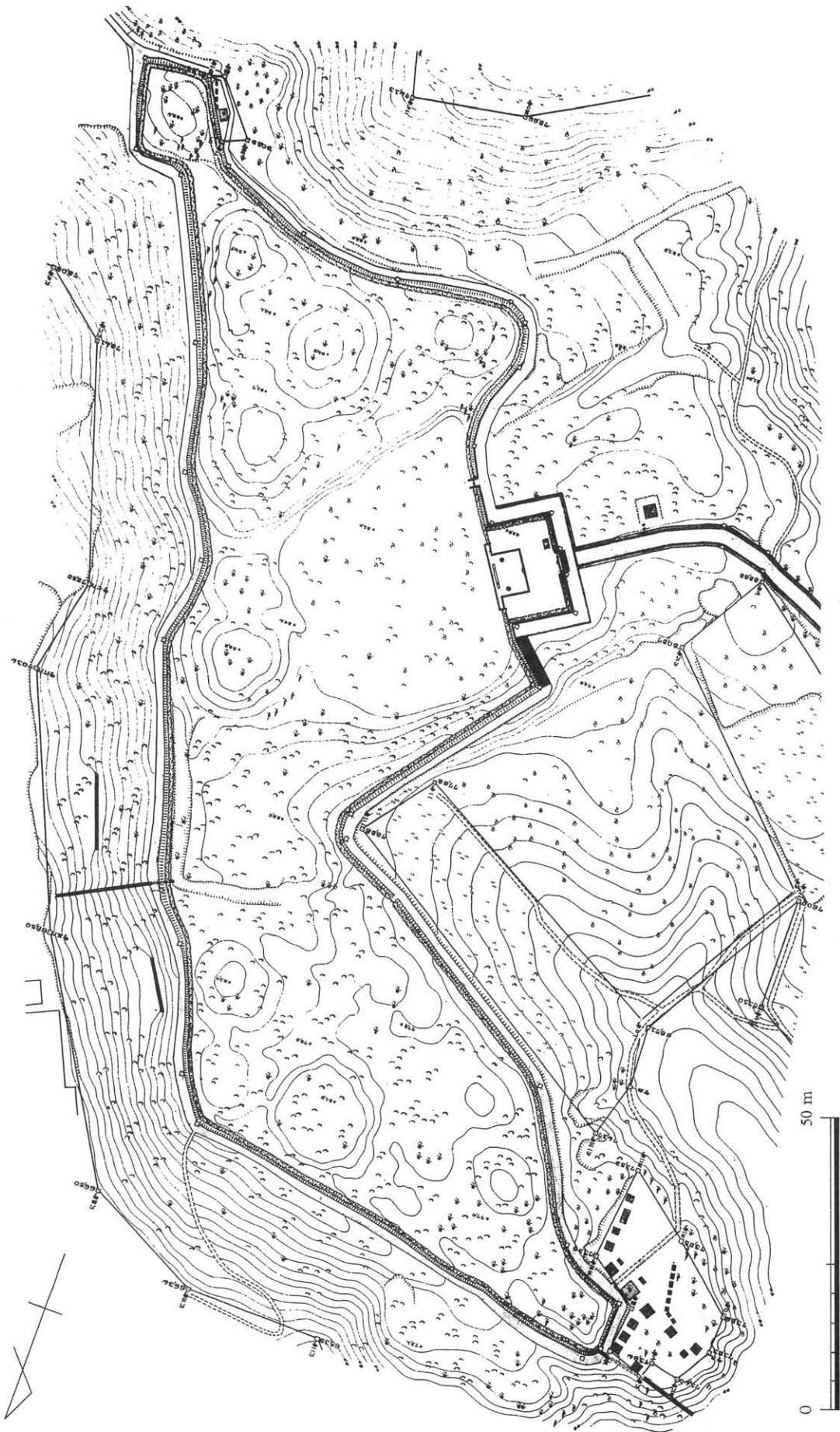
平安京の東方山麓は、古来葬送の地とされ、多くの茶毘所や墓所<sup>(1)</sup>が営まれた。このうち、現在の鳥辺野からその南方にかけての一带は、四條天皇月輪陵をはじめとする諸陵墓が位置するところである（第1図）。一條天皇皇后定子の鳥戸野陵もその一角にあり、醍醐天皇皇后穩子以下6火葬塚と同域となっている。

鳥戸野陵は、『京都市遺跡地図台帳』（平成8年3月）によれば、平安時代の葬地「鳥部（辺野）」内に位置するとともに、古墳時代後期の「鳥戸野古墳群」としても登録されている。ただし、「古墳・古墳後期、標高70～90m。鳥戸野陵内に円墳が多数点在する」の記載のみであり、その具体的様相は明確ではない。一方、『京都市の地名』（昭和54年、平凡社）ではやや詳しく、古墳時代後期の群集墳9基の存在とその形状・規模（円墳・径10～15m）を記している。現在までその基本資料となっている陵墓地形図（昭和3年測量・同5年製図）を見ても、十数基の古墳状隆起をкаろうじて認めるにすぎない（第2図）。

そこで、鳥戸野陵以下1陵6火葬塚の実態を把握するとともに、陵域内の古墳の実数・外形、



第1図 鳥戸野陵の位置図(1/30000) 国土地理院昭和56年発行京都東南部(京都及大阪3号-3)より作成



第2図 鳥戸野陵 陵墓地形図 (1/1000)

および石室の存否と開口方向等を知るために、全域にわたる踏査を行った。併せて、鳥戸野陵約8,930㎡を縮尺1/100、25cm等高線で再測量し、今後の基準資料とすることとした(付図)。調査は平成11年3月9～15日、同12年3月21～27日、同13年3月8～16日の3ヶ年、延べ23日間にわたった。

## 1. 鳥戸野陵の沿革

現在の鳥戸野陵の地、京都市東山区今熊野泉山町が鳥戸野陵以下1陵5火葬塚<sup>(2)</sup>として、治定のために取調書が作成され、京都府によって測量・作図されたのは明治12年(1879)4月以前のことであった。その図は、治定に先だって作成された現況図とでもいうべき性格のもので、古墳状隆起の箇所がそれぞれ第1号から16号と区画され、各面積が詳細に実測されている(第3図)。このことからみて、当時、この16基の古墳状隆起のなかに定子陵や火葬塚があると見なしていたことがうかがわれるが<sup>(3)</sup>、個別に被葬者を特定するまでには至っていないことには注意しておきたい。

同年10月16日には宮内卿徳大寺実則の決裁により、鳥戸野陵以下1陵5火葬塚が当地に治定された。同年12月に、拝所・柵門・鳥居・木柵建設のため、京都府から提出された見積書付図(第4図)に拠れば、16基の古墳状隆起を4区に分け、そのまとまりに併せて兆域が設定された。つまり、南から、第一区(第1号)、第二区(第2～5号)、第三区(第6号)、第四区(第7～16号)があり、第一区と第二区、第二区と第三区、第三区と第四区をそれぞれ結ぶ新道が設けられたのである。また、陵の位置する丘陵の西裾を走る旧道と第二区の間にも新道(参道)が設けられ、その中途には約10m×13mの拝所が設置された。後述するように、現在の拝所の後方に方30m以上の平坦面をなしているところがあり、この箇所が往時の拝所に当たるのであろう。

明治30年に至り、前記在来の拝所や四箇所の柵門などは撤去され、拝所は現在の場所に変更された。それとともに、参道も改修され、陵域も第一区から第四区すべてを取り込んだ今の形状に模様替えがなされた。その後も参道が石段コンクリート打になるなど、各種改修工事が施工されたものの、基本的には明治30年の兆域、囲障溝渠を保ちつつ、現在に至っている。

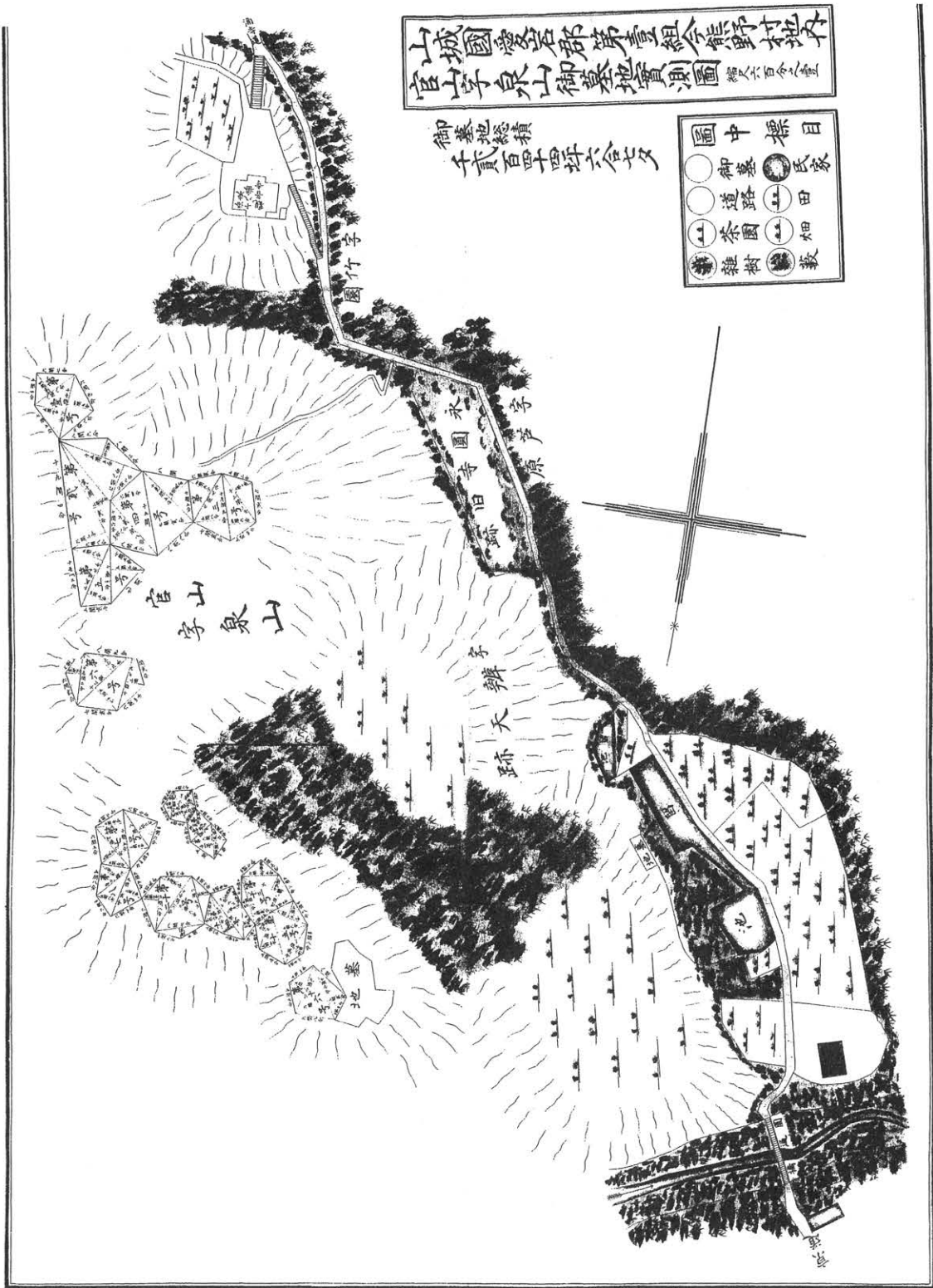
今まで陵域内においては、外構柵設置に関わる2回の事前調査が行われている。昭和52年の調査は拝所北側から境界線沿いに北端部を経て、東コーナーに至る箇所である。ほぼ第四区の境界線上に当たる。その多くは攪乱されて遺構の確認は困難であったが、古墳時代後期の須恵器をはじめ各時代の遺物が出土している(本誌第30号参照)。

また、昭和54年末には、同52年の調査対象箇所以外の境界線沿いで、調査が行われている。この時も明らかに中世以前と考えられる遺構は確認されていない。遺物としては、古墳時代後期の須恵器などが検出されている(本誌第32号参照)。

## 2. 鳥戸野陵の調査

### (1) 調査方法—調査区の設定—

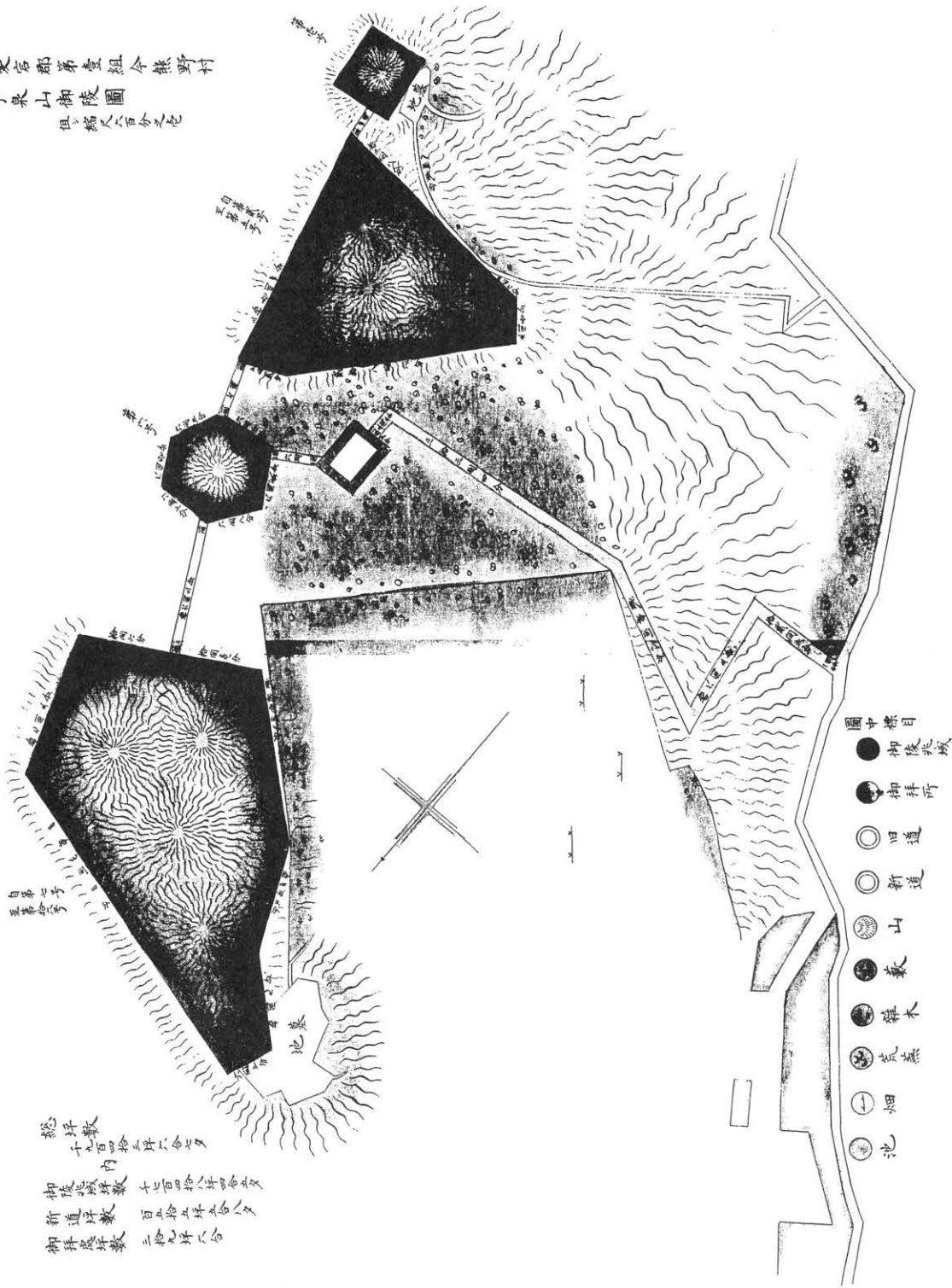
鳥戸野陵は北へ向かって、緩やかに下降する尾根筋に当たる箇所である。古墳状隆起もこの尾



第3図 鳥戸野陵(明治12年4月以前) (1/600の原図を1/2000に縮小)



家宮郡第壹組今熊野村  
宇泉山御陵圖  
但縮尺百分之一



總坪數 七百四拾肆拾壹方  
御陵墳數 七百四拾肆拾壹方  
新道坪數 百拾肆拾壹方  
御所墳數 三拾肆方

第4図 鳥戸野陵(明治12年12月京都府提出見積書付図)(原図は1/600)

| 旧番号  | 新番号   | 種別                    | 所在 | 備考     |
|------|-------|-----------------------|----|--------|
| 第1号  | 第1号墳  | 古墳                    | 南区 |        |
| 第2号  | 第2号墳  | 古墳                    | 南区 | 造出付円墳か |
| 第3号  | 第3号墳  | 古墳                    | 南区 |        |
| 第4号  | 第4号墳  | 古墳                    | 南区 |        |
| 第5号  | 第5号墳  | 古墳                    | 南区 | 造出付円墳か |
| 第6号  | 第6号墳  | 古墳                    | 中区 |        |
| 第7号  | 第7号墳  | 古墳                    | 北区 |        |
| 第8号  | 第8号墳  | 古墳                    | 北区 |        |
| 第9号  | なし    | 壇状の地形のみで、墳丘は確認されなかった。 |    |        |
| 第10号 | H号墓   | 低墳丘墓                  | 北区 |        |
| 第11号 | I号墓   | 低墳丘墓                  | 北区 |        |
| 第12号 | 第9号墳  | 古墳                    | 北区 |        |
| 第13号 | 第10号墳 | 古墳                    | 北区 |        |
| 第14号 | O号墓   | 低墳丘墓                  | 北区 |        |
| 第15号 | 第11号墳 | 古墳                    | 北区 |        |
| 第16号 | 第12号墳 | 古墳                    | 北区 |        |

第1表 新旧古墳・低墳丘墓対応表

旧地形を改変したかを知る手がかりは得られていない。

一方、中区と北区间には幅約3m、深さが最大で約1.5mに及ぶ溝が東西に走っており、その両側には小土堤を伴っている。西側には両区をつなぐ幅約2mの通路があり、ここでは小土堤はなくなるとともに、溝は暗渠となっている。

今回の踏査の結果、南区で古墳5基(第1号墳～第5号墳)、中区で古墳1基(第6号墳)・建物跡1棟、北区において古墳6基(第7号墳・第8号墳・第12号墳・第13号墳・第15号墳・第16号墳)と小型低墳丘墓16基(A号墓～P号墓。以下「低墳丘墓」と称する)を確認した。つまり、古墳12基、低墳丘墓16基、建物跡1棟の存在を明らかにした。以下、それぞれについて、その詳細を記すこととする。

なお、今まで鳥戸野陵の沿革を記すに当たって、歴史的経緯を加味し従前の名称を使用してきたが、以下の記述では今回の調査所見等を重視し、新たに番号を付与し、記述することにした。詳細は新旧古墳・低墳丘墓対応表(第1表)を参照願いたい。

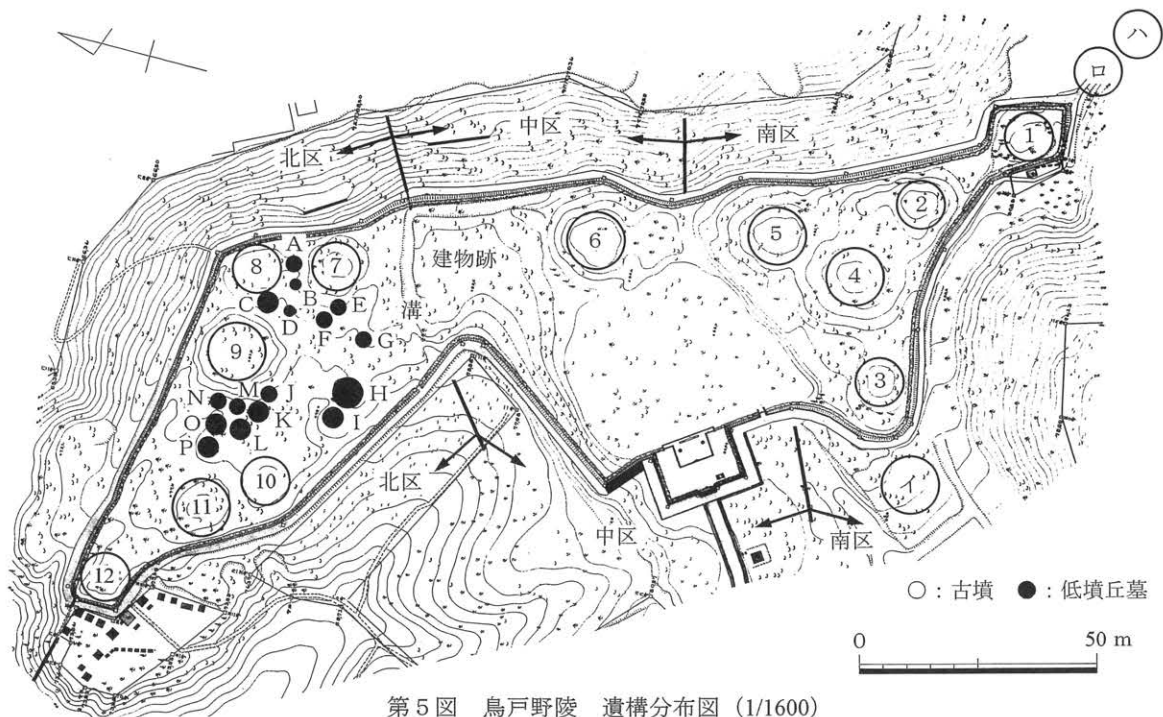
## (2) 古墳の調査

第1表に示したように、本調査で、古墳状隆起は、古墳と低墳丘墓に区別できることが判明し、いずれにも該当しないもの(第9号)もあることが確認された。以下、新たに付した古墳番号に沿って、各古墳の所見を述べる。

**第1号墳**(旧第1号) 測量範囲内で最南端に位置する。長径約18m、短径約12mの楕円形を呈し、現墳丘裾から墳頂部までの最大比高は約2mである。西面の改変が特に著しく崖状を呈する。本

根筋に沿って認められる。今回の調査に当たっては、現地形と隆起部分の分布を勘案して、大きく三区に分け、南から南区・中区・北区と仮称した。前述の明治12年図面と対応関係は、南区は第一区と第二区、中区は第三区と拝所、北区は第四区にほぼ相当する。また、古墳状隆起については明治年間の名称を踏襲し、第1号～第16号と称した。したがって、南区には第1号～第5号、中区には第6号、北区には第7号～第16号が位置することとなる。

地形から見てまず注意されるのは、南区と中区を隔てる高さ3m以上にも及ぶ崖面である。この崖面の北側、つまり中区の西半は方30m以上の平坦面となっており、明治12年に拝所が新設された場所でもある。当時の拝所の規模は5間5分×7間2分、すなわち約10m×13mとされており、その際、周囲を含め人工的に造成がなされたものと考えられる。その際、どの程度、



第5図 鳥戸野陵 遺構分布図 (1/1600)

来の墳形は円墳と考えられるが、確定はできない。いずれにしても、本来の墳丘規模は現状より大きかったと思われる。

**第2号墳** (旧第2号 図版2-1) 第1号墳よりやや高い場所に位置する。長径約18m、短径約15mで、わずかに楕円形を呈し、現墳丘裾から墳頂部までの最大比高は約2mである。南面の一部が削られている。南面を除けば大きな改変は認められず、比較的本来の墳丘を保持していると思われる。なお、北面には舌状の張り出しが認められ、造出付円墳になる可能性を残す。

**第3号墳** (旧第3号) 南区内ではもっとも低い場所に位置する。長径約14m、短径約12mの楕円形を呈し、現墳丘裾から墳頂部までの最大比高は約2mである。本来円墳であったと考え、北面と南面の改変が著しいと思われる。南区内の古墳の中では比較的墳丘の傾斜が緩やかである。

**第4号墳** (旧第4号) 第2号墳と墳頂部標高がほぼ同じ約94mであり、本測量調査範囲内では最高所に位置する。長径約22m、短径約20mのほぼ円形を呈し、現墳丘裾から墳頂部までの最大比高は約3.5mである。大きな改変は認められず、比較的本来の墳丘を保持していると言えよう。比高が大きく、墳丘規模も大きいため、北～西面から見上げると壮大な墳丘として映る。

**第5号墳** (旧第5号) 南区では最北端に位置する。長径約16m、短径約15mのほぼ円形を呈する。現墳丘裾から墳頂部までの最大比高は約2.5mである。北に下る斜面上にあるため、南面の裾はかなり高い位置にくる。大きな改変は認められない。なお、北面には張り出しが認められ、第2号墳のものに比べると整美な形をしており、本墳も造出付円墳になる可能性を残す。

**第6号墳** (旧第6号 図版2-2) 中区唯一の古墳であるが、距離でいえば、南区と一連の古墳と考えることも可能であろう。長径約22m、短径約20mのほぼ円形を呈し、現墳丘裾から墳頂部までの最大比高は約4mである。西～南面裾に道が巡り、東面裾は崖状を呈しているため、この範囲の墳丘裾は本来の裾より後退していると思われる。裾以外は墳丘の状態は良好であり、墳頂平坦面も比較的広い。墳丘規模が大きいうえ、傾斜が急で最大比高が4mにおよぶため、北か

から見上げると、その大きさが特に強調される。

**第7号墳**（旧第7号） 北区最南端に位置するが、中区の第6号墳からは大きく離れている。径は約16mでほぼ円形を呈し、現墳丘裾から墳頂部までの最大比高は約2.5mである。西～南面にかけては周溝状の窪みが認められるが、本来のものを反映しているか否かは、現状では明らかにできない。全体的に大きな改変は認められず、本来の墳丘を保持していると思われる。

**第8号墳**（旧第8号） 第7号墳と第12号墳の間に挟まれたような位置にある。長径約10m、短径約8mであるが、東面が直線的に削られているため、本来は整美な円形であったことが推測される。現墳丘裾から墳頂部までの最大比高は約1.8mで、やや低平な墳丘である。東面裾が削られている以外は、大きな改変は認められない。

**第9号墳**（旧第12号 図版2-3） 径約20mのほぼ正円を呈し、北～西面にかけては周溝状の窪みが認められる。現墳丘裾から墳頂部までの最大比高は約2.5mである。墳頂平坦面は径約12mと広く、墳丘斜面は急である。また、南西面には現状で幅約2m程度の陸橋が取り付くが、本来のものであるかどうかは不明である。大きな改変が加えられた痕跡はなく、整美な墳丘を残す。

**第10号墳**（旧第13号） 長径約13m、短径約12mで、裾が不明瞭であることと、等高線にも乱れが多いため不整円形を呈する。現墳丘裾から墳頂部までの最大比高は約1.5m程度であり、西面からは比較的大きく見えるものの、低平な墳丘である。全体的には大きな改変は認められないが、北～南面にかけて等高線の乱れが目立つ。西～南面の状態は良好である。

**第11号墳**（旧第15号 図版2-4） 第10・12号墳に挟まれた位置にあり、長径約16m、短径約13mの楕円形を呈する。現墳丘裾から墳頂部までの最大比高は約3mで、墳丘斜面は比較的急である。西面が一部境界に接するため、裾が失われていると思われるが、大きな改変は認められない。なお、墳頂部には五輪塔や石標などが立てられている。

**第12号墳**（旧第16号） 本測量調査区内で最北端に位置するが、本墳の北は急峻な地形となるため、古墳が築造された可能性は低く、この尾根上に展開する古墳群全体でも、最北端に位置すると考えられる。長径約15m、短径約11mの楕円形を呈する。現墳丘裾から墳頂部までの最大比高は約1.8mである。墳丘斜面は比較的緩やかで、低平な墳丘である。南面が大きく削られているが、それ以外は等高線の乱れも少なく、東～北面にかけては周溝状の窪みが認められ、等高線の状況から南面にも存在していたと思われる。

**陵域外の古墳** 今回の測量調査の対象となったのは陵域内の古墳であるが、域外にも古墳の痕跡が3箇所（第5図イ・ロ・ハ地点）確認されたので、以下に述べておきたい。しかし、いずれも現状では、規模や正確な墳形は不明である。

イ地点は第3号墳の西側の境界線に沿う小径を挟んで、やや下った箇所にあたる。わずかな隆起が確認できるだけである。ここより下についても踏査を行ったが、古墳と思しき痕跡は認められなかった。

ロ・ハ地点は、第1号墳の南東に延びる尾根上に位置し、標高は両地点とも第1号墳と変わらない。ロ地点は陵域の南に延びる小径が墳丘の部分で隆起しているため、容易にその存在が確認できる。しかし、西側はすぐに急峻な崖となっており、小径の隆起以外は明瞭な痕跡に乏しい。



ハ地点は小径が三叉路になる部分に位置していたと思われ、一部に墳丘と思われる高まりをとどめるが、小径に切断されたような状況を呈している。ハ地点から南は次第に標高が高くなり、踏査を行ったが、古墳の存在は痕跡も含め確認できなかった。

以上、各古墳について触れてきたが、全体を通じての所見を幾つか述べておきたい。

埴輪については、いずれの古墳からも確認されなかった。古墳群と関連する可能性がある採集遺物としては、後述する須恵器の細片のみである。

葺石は、確実にその存在を指摘しうるような状況で露出するものはなく、有無はもちろん、どのような石材が用いられているかも不明である。第11号墳では川原石が集中的に認められる箇所があるが、墳頂部に石塔などがあることから、後世の利用による可能性もあり、葺石有無の判断は慎重にならざるを得ない。

本古墳群は、陵域内12基、陵域外3基の、計15基が確認され、北区・中区・南区で古墳群を3大別することができる。北区を例に挙げ、少し詳細に見ると、6基の古墳で構成されているが、第7～9号墳と第10～12号墳がそれぞれ非常に近接するのに対し、第9号墳と第10号墳はやや離れている。また、それぞれの群には、規模で突出した第9号墳・第11号墳がある。古墳群の展開を明らかにするには至らないが、3大別からさらに小群が抽出できる可能性を指摘しておきたい。

### (3) 低墳丘墓の調査

今回の調査では、従来古墳として数えられていたもので、今回低墳丘墓としたもの3基（第3図第10・11・14号）、新たなもの13基、計16基の低墳丘墓を確認した。低平・小規模であるため、その多くは従来の測量図では図化されなかったものである。これらについては、新たに通しでアルファベットを付し、括弧内の旧番号は第1表・第3図に示した古墳状隆起との対応関係を示す。

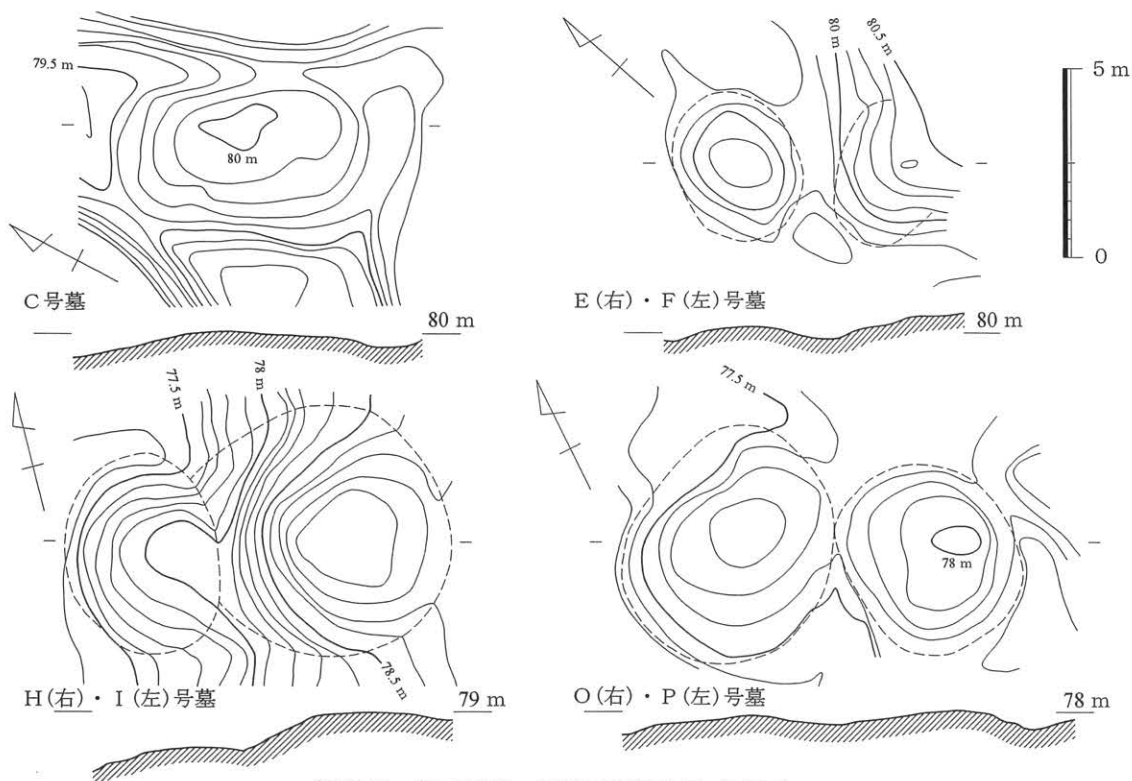
これら16基のうち7基（C・E・F・H・I・O・P号墓）を縮尺1/20、等高線10cm間隔で図化した（第6図）。

低墳丘墓は、すべて北区にある。北区にのみ集中する理由は不明と言わざるを得ないが、分布の範囲が、比較的広く、かつ緩やかな傾斜地にあたることから、地形が選地の理由のひとつと考えられよう。全体の分布としては、第7号墳から第11号墳の間に点在している。それらはさらに、第7～9号墳の間とその周辺に点在する一群（A～G号墓）、第9号墳と第10・11号墳の間に密集する一群（J～P号墓）、両群からやや離れた位置にある一群（H・I号墓）の3群に分けられようである。また、外見上の特徴として、L・O・P号墓のように平坦地にあるものは、低平で径の大きなものが多く、E・J・M号墓のように古墳の墳丘裾に接するものは、比較的高さがあり、径の小さいものが多い傾向を指摘できる。いずれにしても、古墳の間を埋めるように営まれている点は注意されよう。なお、各墓とも、墳丘に伴う何らの施設も確認されていない。

以下、図示したものについて所見を述べていきたい。

**C号墓** 第8号墳と第9号墳の間、周溝状の窪みの中に位置する。長径約6m、短径約4mの長楕円形を呈する。裾と頂部の比高は約40cmである。

**E号墓** 第7号墳の西面裾に接している。墳丘斜面に一部かかるため、舌状突出部のような形状であるが、径は約3m程度であると思われる。裾と頂部の比高は約50cmである。



第6図 鳥戸野陵 低墳丘墓測量図 (1/200)

**F号墓** E号墓の北西に隣接する。長径約4m、短径約3mの楕円形を呈する。裾と頂部の比高は約30cmである。

**H号墓** (旧第10号) 他の多くが古墳周辺に密集する中、それらと一定の距離を保って位置する。長径約6.5m、短径約6mで、ほぼ円形を呈する。裾と頂部の比高は約1.3mであり、今回確認された低墳丘墓の中では最大の規模を有する。隣接するI号墓も大きく、両者の規模は際だっている。

**I号墓** (旧第11号) H号墓の西面に完全に接している。現状ではH号墓に被っているように見えるため、H号墓より後に営まれたものと考えられる。長径約5m、短径約4mの楕円形を呈する。裾と頂部の比高は約60cmである。

**O号墓** (旧第14号) 第9号墳と第11号墳のほぼ中間に位置する。長径約5m、短径約4.5mで、不整形円形を呈する。裾と頂部の比高は約40cmである。

**P号墓** O号墓の西に隣接する。長径約6m、短径約5mの楕円形を呈する。裾と頂部の比高は約50cmである。

#### (4) 建物跡・溝の調査

**建物跡** 中区北端、中区と北区の境を東西に走る溝に沿った平坦面に位置する。平坦面と区画溝を有し、何らかの構造物が立てられていた可能性があることから、ここでは便宜上建物跡として記述する。

建物跡の背後(東面)が南から延びる土堤になり、建物跡の範囲のみ平坦面が形成されていることから、第6号墳の北は本来尾根であり、建物の設置にあたって改変が加えられた可能性が考えられる。現状で幅約1.5m～3mの溝が廻り、外法が長辺約13m、短辺約11mの長方形区画であ

ったと考えられる。現在は南東から北西方向に道が造られているため、区画の南西隅が失われている。溝の深さは最大約50cmで、ほとんど覆土は認められない。内法は削平のため判然としなが、長辺約8m、短辺約7m程度と考えられる。礎石や柱穴の痕跡などは認められず、恒常的な建物であった可能性は低いと考えられよう。

**溝** 北から見るとL字形を呈する。中区と北区の境を東西に走り、東は陵域東辺に沿って南に屈曲し、第6号墳北東裾まで約30m延びる。西は緩やかに南に屈曲し、そのまま尾根斜面に開口する。深さは最大約1.5mである。覆土はほとんど無いと考えられる。南に延びた溝が、再び東西方向の溝として屈曲せず、第6号墳に至り収束していることから、第6号墳は区画の意味をもった遮蔽物として機能していたと考えることもできよう。ただし、第6号墳南面に不整形な壇が形成されているが、この壇と南区を区切る崖の間に溝を認めることができる。第6号墳より南に南北方向の溝はないため、これを一連のものとして考えるかどうかは問題があるが、仮に一連のものと考えた場合、区画の長辺は約60mとなる。

建物跡と溝の関係は、建物跡に沿って溝が屈曲し、溝と第6号墳で区画された空間に建物跡が位置すると考えれば、両者は契機を同じくして営まれたと考えて差し支えないと思われる。また、両者とも覆土がほとんど無く、現状でその痕跡を十分に確認できる。時期を推測する材料は得られていないが、第4図に現れている道によって、建物跡や溝が改変されていることから、図が描かれた明治12年以前に造られたことはわかる。

#### (5) 採集遺物

今回の調査中に遺物として、須恵器片2点と鉄銭9枚を採集した。須恵器2点は第5号墳墳丘斜面と建物跡西側の道路脇で採集された。細片のため図示し得ないが、蓋杯の一部と思われる。基本的に本誌30・32号で報告されている須恵器の特徴と一致すると考えてよいと思われる。鉄銭は、鑄で判読が難しいものの寛永通宝と考えられる。鑄に覆われ剥離や割れも認められるため、これらも図示し得なかった。第5号墳墳頂部からまとまった状態で採集された。

#### (6) 小結

古墳については、本来の形状を留めていないものもあるが、おおむね円墳を主体として構成されている。第2・5号墳のみ、造出状の地形が認められるものの、現状では可能性を指摘するにとどまる。古墳群は基本的には3大別できるが、細かな位置関係から、さらに小群を抽出できる可能性がある。

低墳丘墓は、円形または楕円形のもので、北区においてのみ認められる点が注意される。また、その多くが古墳と古墳の間にまとまってくる傾向があることを指摘できる。

建物跡は、周囲に浅い溝が巡ることが確認されたが、それ以外の顕著な遺構は確認されていない。また、第6号墳も取り込んだ長方形区画を形成する溝があり、建物跡と何らかの関連性が考えられるが、いずれも遺構内に顕著な埋土が認められないことから、古墳や低墳丘墓からは時期が大幅に下る可能性が高いと考えられる。

## まとめ

今回の調査によって、陵域内の従来知られていた16基とも15基ともされていた古墳の数は、12基へ変更されることとなった。これに加えて、陵域外には南区の第1号墳の南に2基、第3号墳の西に1基が位置することから、併せて15基で構成される古墳群であることが明らかとなった。第1号墳など一部の古墳は、墳丘裾部を侵食されているが、総じて保存状態は良好であるといえよう。

墳頂部の形状には、緩やかな丸みを有する例と、広範な平坦面を有する例がある。後者に当たる第6号墳・7号墳・9号墳は尾根上の条件の良い箇所を選地しており、前者の古墳よりも古く築造された可能性が高いといえよう。墳丘規模が比較的大きなことも、特徴の一つとして指摘しておきたい。

埋葬施設については、第11号墳で西側に深さ約1mに及ぶ斜穴が認められ、ボーリング棒による試錘では石材の感触が得られた。横穴式石室の可能性が高いといえよう。本墳では墳頂部に寛文三年（1663）銘の石碑が建てられており<sup>(4)</sup>、石室との関連をも予測せしめる。そのほかの古墳については、墳丘部に石材が認められる例は皆無であり、盗掘孔も確認できず、横穴式石室の存在を肯定しうるような積極的なデータはない。墳頂部に広範な平坦面をもつ例では、竪穴系の埋葬施設を採用していることも考えられよう。

烏戸野陵内において今まで出土、もしくは採集されている須恵器は古墳時代後期のものである。古墳の築造年代も、おそらくは該期に属すると考えられるが、墳頂部の平坦面の広さを有する古墳などについては、さらに遡上する可能性を指摘しておきたい。

今回の大きな調査成果に、北区で認められた低墳丘墓がある。平安時代の墳墓について、考古学的に明らかにされた遺構はそれほど多くはない。低墳丘墓についても確実に平安時代の墳墓とする確証があるわけではない。しかし、同じく平安時代の藤原氏関係の墓所である宇治陵内にも同様の低墳丘墓が認められることから、この類の遺構を当該期の墳墓と見なすことは可能であろう。問題は低墳丘墓が、①墓所なのか、②火葬塚なのか、③両者いずれも混在したものなのか、ということである。

最近、調査された京都府長岡京市長岡京西陣町遺跡では、各辺を正方位にそろえた方形周溝遺構と柱穴が検出されている（右京130次調査墳墓S X13002）。溝の規模は内側で2.6m×2.5m、幅約0.4～0.5m、深さ約0.2mである。遺物として、南辺溝内から11世紀後葉に編年される土師器皿48枚と銅製品、西辺から凝灰岩製相輪が出土している。南辺の遺物は墓前祭祀に関するものとされ、相輪は標示として立てられた石塔から転落したものと考えられている。本遺構は、火葬した跡地に築かれた火葬塚と調査者は見なしている<sup>(5)</sup>。同様の遺構としては、京都市京都大学S X1が知られており<sup>(6)</sup>、形態や時期などきわめて類似している。

一方、平安時代後期に流行した一連の六道絵巻の一つとされる『餓鬼草紙』では、ある程度身分の高いものの墓には、卒塔婆や五輪塔を立てた土饅頭が表現されている。これが墓所か火葬塚なのか、あらためて問題となろう。土饅頭の周囲には、敷物の上に横たわった死体<sup>(7)</sup>や人骨が

確認されることから、これらは墓所の可能性が高いといえよう。

このように、考古資料と絵画資料との違いこそあれ、墓所と火葬塚は形態や標識などが類似しており、両者を明確に区別することは困難といってよい。つまり、先述の疑問に対してはひとまず、③の両者いずれも混在したものと見なしておきたい。

ここで、火葬塚の規模等の判明する文献資料を一読しておきたい。『類聚雜例』は後一條天皇(1008~1036)の喪儀の様子を詳細に記録したものである<sup>(8)</sup>。その際、天皇の御骨を納めた壺を浄土寺へ奉渡した後、貴所屋(茶毘に付した場所)跡を土で覆い、その上に石卒塔婆を立て、陀羅尼を蔵し、周囲に釘貫(垣)を立てて樹木を植えたという。貴所屋の規模は広さ(幅)1丈5尺(約4.5m)×長さ2丈(約6m)×高さ1丈2尺(約3.6m)である。貴所屋の周囲には切懸の上に生絹幔を引いた方24丈(約72m)の内垣と方36丈(約108m)の外荒垣があり、内垣と外荒垣の南面にはそれぞれ広さ1丈2尺(約3.6m)の鳥居が立てられたことが知られる。

鳥戸野陵北区の地形を勘案した場合、古墳などによる起伏が大きく、方10mの確保も困難な状況にある。天皇と皇后では火葬塚の規模が異なり、また、時代によっても相違があることは十分に考えられることであろう。貴所屋とそれを囲む施設もその存在を含めて、さらに検討する必要がある。

中区で確認された建物跡の時期や性格を確定できるような資料は、得られていない。先述の第3図(明治12年4月以前作成)にそのような表現はなく、明治12年9月の『勘註一條天皇皇后定子鳥戸野陵并五火葬塚取調書』<sup>(9)</sup>にも建物に言及するような記述は認められない。同年12月の第4図記載の新道がこの建物上を横切っていることから、かろうじて、それ以前の建物であるとする事で満足すべきであろうか。

その立地は、ちょうど北区の入口ともいべき位置を占めており、そこに分布する低墳丘墓との関係で理解しても、あながち的はずれではないように思われる。

いずれにしても、今回の調査により、鳥戸野陵内に古墳と併せて、平安時代の墓所もしくは火葬塚と考えられる低墳丘墓の存在がより明らかとなった。本報告が平安時代の葬地、「鳥部(辺野)」の実態の解明に少しでも資するところがあれば、幸いである。(福尾正彦・清喜裕二)

#### 註

(1) 墓所には、埋葬された墓地とともに火葬所も含まれていたという歴史的経緯があるが、ここでは埋葬された場所の意味で使用することとする。ちなみに、「ムシヨ」は、墓所から転じたとも言われている。柳田国男はムシヨは「通例共同墓地を指して居るやうである」と指摘していることを付記しておきたい。

柳田国男「葬制の沿革に就て」『人類学雑誌』第44巻第6号、1929年(『定本柳田國男集』第15巻、1969年所収)

(2) この時、治定された1陵5火葬塚は、次のとおりである。

一條天皇皇后定子(長保2〔1001〕12月16日崩御)鳥戸野陵、  
醍醐天皇皇后穩子(天曆8年〔954〕1月4日崩御)火葬塚、  
圓融天皇女御 尊称皇太后詮子(長保3年〔1002〕閏12月22日崩御)火葬塚、  
白河天皇皇后賢子(応徳元年〔1084〕9月22日崩御)火葬塚、  
後朱雀天皇皇后禎子内親王(寛治8年〔1094〕1月16日崩御)火葬塚、  
堀河天皇女御 贈皇太后苺子(康和5年〔1103〕1月25日崩御)火葬塚、



- その後、大正15年11月9日に後冷泉天皇皇后歡子火葬塚（康和4年〔1102〕8月17日崩御）が加わり、6火葬塚となった。
- (3) 明治12年10月16日の治定時に古墳と見なされていたのは16基であった。しかし、大正15年に後冷泉天皇皇后歡子火葬塚を決定する際の『勘註後冷泉天皇皇后歡子火葬塚』（陵墓調査室57—B 2）には、大正13年6月20日付の理由書が付されており、そのなかに「鳥戸野陵兆域内ニハ古墳十五所アリ」の表現があることに注意しておきたい。
  - (4) 銘文は三行にわたって記している。経年等のため、風化が著しいが、おおよそ以下のように読める。  
「寛文三癸卯歳正月念三日當寺不圖罹攸之／変所奉之佛舍利数粒共爲鳥有因其塔  
／所之灰埋於此處永圓寺元什灰」
  - (5) 『長岡京市埋蔵文化財調査報告書』第2集（長岡京市埋蔵文化財センター）、1985年
  - (6) 『京都大学構内遺跡調査研究年報』昭和53年度（京都大学埋蔵文化財研究センター）、昭和54年
  - (7) 『今昔物語集』巻第31の第30「尾張守□於鳥部野出人語」の説話では、尾張守に關係する婦人が頼るところもなくなり、鳥部野に行き、高麗べりの敷物に寄り臥し、死を待ったことが記されている。その際、小高い所の陰に隠れたとの記載もあり、注目される。
  - (8) 『群書類従』第二十九輯。ここでは、続群書類従完成会が平成3年に刊行した訂正三版第七刷を参考とした。
  - (9) 『勘註一條天皇皇后定子鳥戸野陵并五火葬塚取調書』（陵墓調査室49—B 2）

#### 付記

鳥戸野陵の墳丘外形調査に当たっては、立命館大学文学部和田晴吾教授から様々なご教示を賜った。また、同学部史学科日本史学専攻コースの廣瀬覚、藤井康隆、内田真雄、前野博史、市木尚利、菅原雄一、櫻井拓馬、馬場郁恵、田中智子各氏には現地での測量に際し、ご協力願った。記して謝意を表する次第である。